平成２４年（フ）第１０７２号
広島県廿日市市地御前１丁目５番19号
破産者　藤本　宏明
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２号
山口県下関市菊川町大字日新365番地、前住所山口県下関市小月市原町９番13号
破産者　山本　昌孝
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
宮崎県西都市大字妻1606番地２
破産者　福井　和幸（旧姓日高）
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５９号
宮崎県日南市南郷町中村甲2327番地
破産者　河野　訓男
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８０号
宮崎市大字田吉980番地１　エミールシャランⅡ201号
破産者　清水　一生
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３２５号
さいたま市南区白幡５丁目３番28―303号
破産者　藤﨑　正和
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６１号
札幌市中央区南２条西９丁目１番地１　プライムメゾン南２条1405号
破産者　野田みき子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９５号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字市ケ洞25番地75　109Ｂ１－２
破産者　清水口　彰
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８００号
名古屋市守山区苗代１丁目13番５号　サニーコート苗代106号
破産者　前口　友男
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５８２号
愛知県大府市若草町４丁目239番地の５　コンフォート若草803号
破産者　中村　博文
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７３号
大阪市北区天満３丁目５番１号　アイアンドビル２Ｆ
破産者　井上ユカリ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３４号
大阪市西淀川区出来島１丁目11番17―1004号
破産者　有福　　登
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６１号
大阪市東淀川区下新庄４丁目19番２―401号
破産者　杉谷　悦子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５３号
大阪市福島区福島３丁目６番６―401号、前住所大阪府豊中市東豊中町６丁目15番40号
破産者　山田佳奈美
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３０号
大阪市東淀川区淡路３丁目17番14―301号
破産者　木村　順一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０２号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番３―904号
破産者　[redacted]田　善徳
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９０号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目６－４、開始決定時の住所大阪府枚方市長尾西町３丁目37番５号
破産者　松本　和美
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５１号
大阪府守口市東町２丁目13番18号
破産者　伯徳商事こと　濵田　健三
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部